

青森県報

第四百六十二号

令和四年
五月二十三日
(月曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による指定介護機関の休止の届出……………(健康福祉課) ……一
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の休止の届出……………(同) ……一

公 告

- 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………(商工政策課) ……二

出先機関

- 土地改良区の定款変更の認可……………(三八地域) ……三

- 右 同……………(同) ……三

人事委員会

- 人事委員会規則一四―〇(県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則……………(事務局) ……三

公安委員会

- 総合運転者管理システム機器等賃貸借契約に係る一般競争入札……………(会計課) ……四

公営企業

- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(病院) ……六

○右 同……………(同) ……六

正 誤

○令和三年五月十二日定例出先機関中……………(三八地域) ……七

告 示

青森県告示第三百十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和四年五月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護事業所		休 止 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
社会福祉法人 外ヶ浜町社会福祉協議会	東津軽郡外ヶ浜町字下蟹田四三の二	外ヶ浜町社協平館通所介護事業所	東津軽郡外ヶ浜町字平館野田鳴川二〇八の一	令和 四・四・一

青森県告示第三百十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)以下「例による生活保護法」という。)第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和四年五月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者	居宅介護事業所	休日 年 月 日 止
名称	名称	
主たる事務所の所在地	所在地	
社会福祉法人 外ヶ浜町社会福 祉協議会	外ヶ浜町社協平 館通所介護事業 所	令和 四・四・一
東津軽郡外ヶ浜 町字下蟹田四三 の二	東津軽郡外ヶ浜 町字平館野田鳴 川二〇八の一	

公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和四年五月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルハドラッグ弘前境関店・ローソン弘前境関店
弘前市大字境関一丁目二の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

有限会社沼田建設
青森市古館一丁目一〇の一
代表取締役 沼田智光

三 弘前市の意見の概要

1 騒音については、あくまでも予測であることを踏まえ、今後の状況変化には十分留意し、営業に伴い周辺住民から低周波騒音を含む騒音等に関する苦情が寄せ

られた場合は、誠意をもって対応することはもとより、苦情の発生を未然に防ぐための最大限の配慮をすること。

2 社会的障壁の除去の実施について、過重な負担とならない範囲でトイレ及び自動ドア等の設備の整備や関係職員に対する研修等、誰もが利用しやすい店舗づくりへの合理的な配慮をすること。また、障害者用駐車場の車室利用について、健常者が利用しないよう店内放送する等障がい理解への啓発に配慮すること。

3 当該施設の利用者の主な交通手段として、自家用車利用を想定しているが、交通渋滞及び交通事故防止の観点から、周辺交差点の信号調整等の交通規制について道路管理者及び交通管理者と協議するとともに、できるだけ公共交通機関の活用を促すこと。

4 当該店舗出店計画地は、福村小学校及び東中学校の通学区域にあり、両校の指定通学路と近く、また、荷捌き施設の可能時間が両校児童生徒の登下校時間と重複していることから、登下校時における児童生徒の安全確保に十分配慮すること。

5 防犯や青少年非行防止の観点から、店舗内や人通りの少ない場所において、防犯カメラの設置、制服警備員や従業員による定期的な巡回等の対策を講じること。また、夜間営業時の警備強化に努めるとともに、営業時間外においても駐車場の出入口の施錠等の対策を講じること。

6 警察署と連携し、店舗及び店舗周辺での事件発生時における警察への通報要領及び避難誘導措置等緊急通報体制を確立し、地域の防犯対策に努めること。また、従業員の防犯教育に努めること。

7 景観計画について、一定規模を超える大規模行為を行う場合は、景観法に基づく届出を行うこと。

8 一定規模を超える屋外広告物を表示する場合は、弘前市屋外広告物条例に基づく許可申請を行うこと。

9 当該地は市街化区域であることから千平方メートルを超える開発行為（建築物の建築または特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更）を行う場合は、都市計画法に基づき届出を行うこと。また、一定規模（当該地は二千平方メートル）以上の土地取引を行う場合は、国土利用計画法に基づき届出を行うこと。

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

意見書の提出なし
意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

令和四年五月二十三日から同年六月二十三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、福地土地改良区の定款の変更を令和四年四月十九日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和四年五月二十三日

三八地域県民局長 富 谷 正 行

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、八戸平原土地改良区の定款の変更を令和四年四月十九日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和四年五月二十三日

三八地域県民局長 富 谷 正 行

人 事 委 員 会

人事委員会規則一四一〇（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年五月二十三日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則一四一〇（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則一四一〇（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。
別表第一号の表知事部局の項中

七 総務学事課	イ 課長代理 ロ グループマネージャー（法令審査に関する事務を担当するものに限る。） ハ 主幹（ロの事務を担当するものに限る。） ニ 主査（ロの事務を担当するものに限る。）
八 財産管理課	イ グループマネージャー（青森県庁舎管理規則（昭和四十二年四月青森県規則第十一号）に関する事務を担当するものに限る。） ロ 総括主幹（イの事務を担当するものに限る。） ハ 主幹（イの事務を担当するものに限る。） ニ 主幹専門員（イの事務を担当するものに限る。） ホ 主査（イの事務を担当するものに限る。） ヘ 守衛長
九 世界文化遺産登録推進室	イ 総括主幹（室の人事事務等を主として担当するものに限る。）
十 水産振興課	船長

を

改め、同表人事委員会事務局の項中「課長」を「次長」に改め、同表監査委員事務局の項及び労働委員会事務局の項を次のように改める。

七 総務学事課	イ 総括副参事 ロ 課長代理 ハ グループマネージャー（法令審査に関する事務を担当するものに限る。） ニ 主幹（ハの事務を担当するものに限る。） ホ 主査（ハの事務を担当するものに限る。）
八 財産管理課	イ 課長代理 ロ グループマネージャー（青森県庁舎管理規則（昭和四十二年四月青森県規則第十一号）に関する事務を担当するものに限る。） ハ 総括主幹（ロの事務を担当するものに限る。） ニ 主幹（ロの事務を担当するものに限る。） ホ 主査（ロの事務を担当するものに限る。） ヘ 守衛長
九 水産振興課	船長
監査委員 事務局	一 事務局長 二 次長 三 グループマネージャー（事務局の人事事務等を主として担当するものに限る。）
労働委員 会事務局	一 事務局長 二 次長

別表第二号の表地域県民局の項中

「二 水産改良普及所長
ホ 水産事務所長

を「二 水産事務

「二 水産改良普及所長
へ 漁港漁場整備事務所長」

所長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会

総合運転者管理システム機器等賃貸借契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

令和四年五月二十三日

青森県警察本部長 櫻 井 美 香

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における搬入、設置、保守、撤去等を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

総合運転者管理システム機器等賃貸借契約 一式

二 賃貸借期間

令和五年一月一日から令和六年十一月三十日まで。ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があつた場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。

三 設置場所等

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 令和二年五月十八日青森県告示第四百十二号（物品等の競争入札参加資格）の

一、令和三年二月十日青森県告示第八十二号（物品等の競争入札参加資格）の一又は、令和四年二月十四日青森県告示第六十三号（物品等の競争入札参加資格）

のいずれかの規定により、OA機器の賃貸借契約についてAの等級に格付された者であること。

3 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者若しくはこれに準ずる者であるとして地方公共団体発注業務等から排除要請があり、当該排除要請が継続している者でないこと。

5 納入する機器等について、青森県警察本部で示した仕様を満たすこと及び履行体制等が整備されていることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札に参加しようとする者は、申請書に係る書類を添えて、令和四年六月十五日までに青森県警察本部長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに对应しなければならぬ。

(二) (一)の説明及び内容の変更等に对应しない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市新町二丁目三の一
青森県警察本部会計課調度係
電話 〇一七―七二三―四二二一

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森市新町二丁目三の一
青森県警察本部会計課調度係
電話 〇一七―七二三―四二二一

2 入札書の提出期限

令和四年七月四日 午後一時三十分

3 開札の場所及び日時

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部三階 第二会議室

令和四年七月四日 午後一時三十五分

七 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百三十二条第一項第二号の規定により免除とする。

八 契約保証金に関する事項

賃貸借期間中初年度の契約金額（翌年度以降は各年度の契約金額）の百分の五以上の金額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部の納付を免除することとし、翌年度以降の各年度についても同様とする。

1 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

2 過去二年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じとする契約を二回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

九 契約書の取り交わし時期

落札決定の日から七日以内

十 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札説明書により義務付ける入札参加者の義務を果たさない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち三か月分に相当する金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 契約金額

落札価格をもって令和四年度の契約金額とする。ただし、令和五年度の契約金額は、落札価格に十二を乗じた額を三で除して得た額（当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とし、令和六年度の契約金額は、落札価格に八を乗じた額を三で除して得た額（当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be leased:

(1) Comprehensive Drivers Safety Management System Equipment, 1 set

(2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid explanation

2 Time limit for tender:

1:30 P.M. July 4th, 2022

3 Contact point for the notice:

Supply Section
Finance Division,
Aomori Prefectural Police HQ
2-3-1 Shinmachi
Aomori City, Aomori 030-0801
Japan
TEL 017-723-4211

公 営 企 業

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令

第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年五月二十三日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

一 物品等の名称及び数量
循環器用血管造影X線装置 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県病院局運営部管理課

青森市東造道二丁目一の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和四年四月十八日

五 落札者の名称及び住所

コセキ株式会社青森営業所

青森市問屋町二丁目二〇の五

六 落札金額

二億三百五十万円

七 落札者を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和四年三月七日

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年五月二十三日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

- 一 物品等の名称及び数量
生体情報モニタリングシステム 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県病院局運営部管理課
青森市東造道二丁目の一
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
令和四年四月十八日
- 五 落札者の名称及び住所
レジットメデイカル株式会社
青森市虹ヶ丘一丁目五の六
- 六 落札金額
八千七百七十六万九千円
- 七 落札者を決定した手続
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と
したものである。
- 八 入札の公告を行った日
令和四年三月七日

正 誤

三八地域県民局

発行年月日 令和 _三 ・五 _二 ・三 _三 第三〇七号	区分	ページ	段	行	誤
出先機関		四	下	表中	
					経営体育成基盤整備事業（面的集積型） （区画整理）
					経営体育成基盤整備事業（面的集積型） （区画整理） （農業用排水施設整備）
					正

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円